

分担金・拠出金の名称		野生動植物取引規制条約信託基金拠出金	拠出金等の種別	平成29年度 予算額 (当初予算)	63,789千円	総合評価
拠出先の国際機関等の名称		野生動植物取引規制条約事務局	義務的拠出金			B
国際機関等の概要及び成果目標		(1)当該機関の設立経緯等・目的 ・ワシントン条約(CITES)は、野生動植物の種の過度な国際取引の規制を通じて、これらの種の保全のための国際協力を図ることを目的とし、1973年にワシントンで採択、1975年に発効した。締約国は182か国及び欧州連合(EU)(2017年7月末現在)。 ・条約事務局は、①締約国会議(COP)の準備・フォローアップ、②条約実施のための各国の法令整備、執行、研修の支援、③条約の実施に係る勧告の作成、④問題のある取引等についての通報・注意喚起、⑤条約附属書の編集、⑥COPで採択された新たな決議や決定の発出、⑦条約附属書に掲載された種の具体的な特定を支援するための情報提供等を実施している。 (2)拠出に当たっての成果目標 ・COPにおける決議及び決定の採択に貢献することによってCITESの下での国際的な規範作りを推進する。				
分類	評価基準	実績・成果等				
I 当該機関等の活動・組織について	1 当該機関等の専門分野における活動の成果・影響力	・「戦略ビジョン2008-2020」では、3つの目標(目標1:CITESの遵守、実施及び執行を確保する、目標2:条約の運営及び実施のための必要な財源及び手段を確保する、目標3:CITES及び他の多数国間条約・プロセスとの整合性及び相互補完性を確保することで、生物多様性の損失を大幅に減少させ、関連する地球規模で合意されている目標やターゲットを達成する)を定め、それらを達成するための活動を展開。 ・目標1の関連では、事務局は、別途の拠出金の一部を使用し国内法制度整備支援プロジェクトを実施し、関係する締約国への支援を実施してきている。例えば、2016年には、事務局は、任意拠出金を利用し、国連環境計画(UNEP)と合同で、ケニアにおいて、CITESの効果的な実施のための国内法制強化に関する地域ワークショップの開催等の活動を実施した。 ・目標3の関連では、従来から、事務局は、生物多様性条約(CBD)事務局、国連食糧農業機関(FAO)、国際自然保護連合(IUCN)、世界税関機構(WCO)等と覚書(MoU)を締結等し協力してきている他、2010年には国連貿易開発会議(UNCTAD)、2011年には世界動物園水族館協会(WAZA)、2015年には国際航空運送協会(IATA)とMoUを締結、2017年には生物多様性及び生態系サービスに関する政府間の科学及び政策プラットフォーム(IPBES)との間でも継続的な協力関係の構築に努めている。このとおり、各種国際機関をはじめ、NGO等とも連携を図っている。これらの協力の状況については、CITES事務局のウェブサイトにて情報が掲載されている。例えば、2016年には、CITES及びCBDのCOPが開催されたが、その地域準備会合は両条約で共同開催されている。 ・2016年に開催されたCITES第17回締約国会議(COP17)では、CITESの戦略ビジョン2008-2020の総論部分に、CITESに関連する持続可能な開発目標(SDGs)への貢献を追記することが決定された。 ・また、上記戦略ビジョンでは、CBDの戦略計画2011-2020及び愛知目標の実施にもCITESが貢献することとされている。 ・さらに、外部資金が調達できる場合には、CITES事務局は、2019年に開催予定のCOP18に先立ち、同戦略ビジョンの進捗状況に関する分析の実施、同戦略ビジョンの実施の成果を発表することとされている。 ・我が国は、COP17の議論において、上記戦略ビジョンの実施に際し、CITES事務局が指示されている作業の成果が、より実態を反映したものとなるよう、提言を行った。				
	2 当該機関等の組織・財政マネジメント	・執行済みの予算については、2016年9月から10月にかけて開催されたCOP17において、2014年から2016年6月までの会計報告が事務局から締約国に対してなされており、報告文書は、CITESのウェブサイトにて公開されている。2014年及び2015年の会計報告は、国連の会計手続に従ったものであり、適切と評価されている旨が報告されている。2014年分の会計報告については、国連ナイロビ事務所の会計部門による監査済みの会計報告がCITESのウェブサイトにて公開されている。 ・動植物の違法取引に対する国際社会の関心の高まりを受け、CITES関連会合で扱う議題が増加傾向にあり、会議文書数も増加している。この中であって、事務局は会議文書等の翻訳費用を抑制するための対策を講じ、また、会合のオブザーバー参加登録料の料金体系の見直しも行う等を通じ、支出の抑制と収入の改善の努力を行っている。 ・我が国は、COPにおける予算審議において、当該機関の運営予算が効率的なものとなるように議論に積極的に参画してきている。				

II 当該機関等と日本との関係について	3 日本の外交課題遂行における当該機関等の有用性	・同条約には国際社会の大半の国が加盟（2017年7月現在、182か国及びEU）しており、1975年の発効以来、野生動植物保護のための主要な枠組みとなっており、約36,000種の動植物が保護の対象となっているなど、CITESでの決定事項が国際社会に与える影響力は大きい。我が国は、野生動植物の保護については、科学的データに基づいた持続可能な利用の考えに立った措置がとられることが重要と考えており、この考えに基づき野生動植物種の過度な国際取引を規制し、これらの種の保全のための国際協力の議論に参画し、我が国の立場を適切に反映させていくことが重要である。 ・2016年9月から10月にかけて開催されたCOP17における予算審議に際し、我が国は作業部会メンバーとして参加し、我が国の意見も取り入れた予算決議となった他、我が国として関心の高い議題についても、我が国の意見が反映された決議が採択されるに至っている。 ・2013年8月、スキャンロン・ワシントン条約事務局長（当時）が訪日。我が国政務レベルをはじめ、関係省庁及び民間団体と意見交換を実施し、我が国の考え方に対するCITES事務局の理解増進に資した。 ・本条約の目的は、保護対象の野生動植物種の国際取引の規制を通じて、これらの種の保全と持続可能な利用を確保することにあることから、長期的には野生動植物種の持続可能な利用を目指すものであり、動植物及びその派生品の国際取引に従事する、又はそれらを利用する企業等にとっては、ビジネス等を継続できることにもつながるため、有用である。 ・約3年に一度開催されるCOP及びCOPが開催されていない年にCITESの運営を担うために毎年開催される常設委員会の会合に出席し、国際的議論の動向を踏まえつつ、我が国の政策的関心に即した意思決定がなされるよう、議論に参画している。
	4 当該機関等における日本人職員・ポストの状況等	・事務局には、日本人職員（専門職以上）が1名いるが、意思決定に関与する幹部クラス（Dレベル相当以上）はいない。事務局の全職員数に占める日本人職員（専門職以上）の割合は7.1%である（2016年末現在）。前年から日本人職員数（専門職以上）に変更はない。 ・事務局は14名の専門職以上の職員から構成され、日本再興戦略に掲げた国連関係機関の日本人職員数の目標（3.1%）に基づく目標値は1名であるところ、日本人職員は1名在籍しており、望ましい水準に達している。 ・これまで、常設委員会のアジア地域代表の一つとして、域内の他国の代表とも連携しつつ、アジア地域の考えとして、我が国の意向も反映できるように意思決定に参画してきた。また、財政小委員会メンバーとしても参画し、財政事項につき我が国の意向が反映されるように努めている。
	5 日本の拠出金等の執行管理におけるPDCAサイクルの確保	PLAN: COPにおいて、3か年の事業計画及び予算案を審議、決定。 DO: 当該機関において、上記決定に基づき、各国からの資金拠出を確保し、計画を実施する。 CHECK: 締約国は報告書等に基づき運営・活動を評価。 ACT: 常設委員会やCOPにおいて、運営における改善を提案。 約3年に一度開催されるCOPに提出される資料の一つとして会計報告書が公開される。直近の報告書は2016年9月から10月にかけて開催されたCOP17の会議文書として公開されており、拠出金は適切に執行されている。
	担当課室名	地球環境課